

廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託

仕 様 書

令和7年1月

尾三衛生組合



## 第1章 総 則

### 1 業務の目的

本業務は、尾三衛生組合（以下「本組合」という。）が計画している、新可燃ごみ処理施設及び新粗大・不燃ごみ処理施設（以下「新施設」という。）の整備にあたって、本組合が令和6年3月に策定した「廃棄物処理施設整備基本構想」を踏まえて、廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計の策定、PFI等導入可能性調査を行うものである。

また、建設予定地について、事前に当該土地の履歴を確認し、土壌汚染のおそれについて把握（地歴調査）するとともに、土壌試料採取等の計画等を含めた調査方針等を整理することを目的とする。なお、本調査は、今後の土壌汚染対策法第4条の届出を見据え実施するものである。

### 2 業務名

廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託

### 3 業務期間

令和7年4月1日から令和9年3月26日まで

### 4 施設整備概要

#### (1) 整備予定施設

ア 新可燃ごみ処理施設（約191t/日）

イ 新粗大・不燃ごみ処理施設（約10t/日）

ウ 資源回収ストックヤード（既存資源回収ストックヤードの解体が必要となった場合）

#### (2) 建設予定地

尾三衛生組合東郷美化センター敷地内（別紙参照）

### 5 業務内容

業務の詳細については、「第2章 基本計画等策定業務」による。

### 6 関係法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係する法令、通達、条例、指針等及び尾三衛生組合業務委託契約約款を遵守しなければならない。

### 7 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料は原則として受託者が収集するものであるが、本組合が所有しているもので業務の遂行に必要な資料は貸与することができる。

なお、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本組合に提出し、事務完了後速やかに返却しなければならない。

## 8 業務の範囲

本仕様書及び設計書は、本業務の趣旨を示すものであり、詳細に明記されていない事項であっても、本組合が必要と認めた場合や業務目的達成のため必要なもの、また、業務の性質上必要と思われるものについては、本組合と協議のうえ実施するものとする。

## 9 疑義

本仕様書記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、受託者は速やかに本組合と協議を行い、業務に支障のないよう努めなければならない。

## 10 業務内容の変更

本業務の実施に際し、業務内容に変更の必要が生じた場合は、本組合と協議するものとする。その際に必要な書類は受託者が作成する。

## 11 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た全ての事項について、第三者に漏らしてはならない。  
また、本業務の実施にあたっては中立性を厳守しなければならない。

## 12 技術者の要件

受託者は、本業務を遂行するにあたり、専門的な知識と本業務と同様の業務で十分な従事経験を有する技術者を管理技術者及び照査技術者として配置するものとする。

技術者は、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者とし、その者の要件は次のとおりとする。

なお、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

- (1) 管理技術者は「技術士：衛生工学部門－廃棄物管理又は廃棄物・資源循環」の資格を有すること。
- (2) 照査技術者は管理技術者と同等の資格を有すること。

## 13 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了時に、以下の書類を提出し承諾を受けること。

- (1) 着手届
- (2) 技術者届及びその経歴書
- (3) 業務計画書
- (4) 工程表
- (5) 完了届
- (6) その他必要書類

## 14 関係機関との協議

受託者は、関係機関と協議を行うとき、若しくは協議を求められた場合は、誠意を持ってこ

れにあたるものとし、その内容は遅滞なく本組合に報告しなければならない。

15 検査及び引き渡し

受託者は、本業務の完了に際し、本組合の検査を受けなければならない。

本業務は、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、本組合が実施する検査合格をもって業務の完了とする。

16 支払方法

本業務は複数年に亘るため、各年度末において、その年度の出来形部分に相応する契約金額相当額の範囲内で部分払を請求することができるものとする。

なお、各年度の支払限度額については、契約締結時に決定するものとする。

17 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計報告書      | 20部 |
| (2) 廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計報告書【概要版】 | 20部 |
| (3) PFI等導入可能性調査報告書             | 20部 |
| (4) 基礎調査（地歴調査）報告書              | 3部  |
| (5) その他必要な書類及び電子データ            | 一式  |

18 著作権

本業務の実施にあたり作成したデータ等の権利は本組合に帰属する。

## 第2章 基本計画等策定業務

### 1 廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計策定業務

#### (1) 建設予定地に係る基本条件の整理

本計画の前提となる下記の基本条件について整理する。

##### ア 建設予定地の立地条件

- (ア) 位置・面積
- (イ) 地形・地質
- (ウ) 周辺土地利用状況
- (エ) 搬出入道路状況
- (オ) ユーティリティ条件（電気、プラント用水等）

・電気については、新たに必要な設備（送電鉄塔等）について整理すること。ただし、特別高圧送電線引き込みの接続検討に必要となる経費については、受託者が負担すること。

・プラント用水については、井水、上水、工業用水の利用可能性について整理すること。

##### イ 施設整備に係る法規制条件

- (ア) 都市計画の指定状況
- (イ) 施設整備に係る関係法令
- (ウ) 開発及び景観、建築、緑化等の条令、要綱、ガイドライン等

##### ウ 車両の搬出入条件

- (ア) 搬出入ルート、搬出入時間帯
- (イ) 搬出入車の車種、重量、場内管理条件等

#### (2) 計画ごみ処理量の設定

計画ごみ処理量は、本組合が策定したごみ処理基本計画等や新たに検討するリサイクル事業を踏まえ設定する。

#### (3) 施設規模の設定

上記の計画ごみ処理量を踏まえ、新施設の施設規模等を設定する。

#### (4) 計画ごみ質の設定

本組合のごみ質分析結果等に基づいて、将来のごみ分別区分の変更による影響等を想定し、設定する。

#### (5) ごみ処理方式の検討

本組合がこれまで検討してきたごみ処理方式を評価・選定するために、各処理方式の特性について比較検討を行うものとする。

#### (6) 環境保全計画の作成

建設予定地における各種の規制等を踏まえ、周辺地域に十分に配慮した環境保全計画を作成する。

#### (7) エネルギー利用計画の作成

ごみ処理に伴い発生するエネルギーを積極的に有効活用するため、発電方式及び場内外で

の熱利用方式の可能性について検討し、エネルギー利用計画を作成する。

(8) 残渣処理計画の作成

ごみ処理方式の検討に基づき、新施設での処理過程の各段階における残渣処理計画を作成する。

(9) 施設配置・動線計画の作成

建設予定地における各種規制や条件等を踏まえ、施設の配置計画及び敷地内の動線計画を作成する。

(10) プラント設備計画の作成

ごみ処理方式の検討に基づき、処理フロー、プラント設備の方式、仕様等を検討し、プラント設備計画を作成する。

(11) 土木建築計画の作成

施設配置・動線計画の作成、プラント設備計画の作成等を踏まえて、新施設の外構計画、平面計画、構造計画、デザイン計画等の土木建築に関する各種計画を作成する。

(12) 付帯施設機能の検討

昨今の動向を踏まえて、環境学習機能や防災機能等について検討する。

(13) 施工計画の作成

新施設の建設工事に際して、施工上留意すべき対策等について検討し、施工計画を作成する。

(14) 運営管理計画の作成

新施設の運転体制、維持管理体制、安全衛生体制等について検討し、運営管理計画を作成する。

(15) 財政計画

新施設の建設コスト、運営管理コスト（運転管理費、用役費、補修修繕費）を算定する。  
また、新施設の整備を進めるにあたり、活用できる交付金等を整理する。負担額の見込みが分かるよう内訳を作成する。

(16) 事業スケジュールの検討

計画等の準備期間、許認可期間、手続き期間、施設整備期間等を踏まえ必要となる施設整備スケジュールを設定する。

(17) 環境影響評価準備書に必要な資料の作成

環境影響評価の予測・評価を行うために必要となる様々な基本諸元について、予測条件書として取りまとめる。（解体計画も含める。）予測条件書の作成に当たっては、環境影響評価業務の受注者と十分に協議を行うものとする。

(18) その他

本仕様書は、業務の概要を示すものであるため、本仕様書に明記のない事項であっても必要なものについては、実施するものとする。

## 2 PFI等導入可能性調査業務

### (1) 事業手法の整理

事業手法の概要、公共及び民間の関与度合い並びに役割分担、実施事例、国内における動向等を整理し、比較する。

(2) 事業全体の枠組み（スキーム）の検討

法的条件、対象業務範囲及び事業期間の設定、リスク分担、支援措置の検討、課題の整理等の枠組みを検討し、市場調査及び事業化シミュレーションを実施するための前提条件を整理する。

(3) 市場調査

事業化シミュレーションの実施にむけて、新施設の整備事業に対する民間事業者の参入意欲及び事業費等を調査する。調査方法は、日本国内で実績のあるプラントメーカーを中心とした民間事業者へのアンケート調査を行う。

(4) 事業化シミュレーション（VFMの検討）

これまでの検討を踏まえた事業化シミュレーションを実施し、VFMを算定する。事業化シミュレーションを実施するにあたり、財務シミュレーションによるライフサイクルコスト（LCC）の算出及び資金の財源内訳を整理する。

(5) 事業手法の評価

市場調査による民間事業者の参入意欲及び事業者シミュレーションの結果を踏まえ、総合的な視点から事業方式を評価し、新施設の整備に最適な事業方式を整理する。

3 検討審議会等の開催支援

廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計策定及びPFI等導入可能性調査についての検討を行う検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。受託者は、審議会運営を円滑に進めるために、必要な会議資料の作成、審議会への出席及び会議録の作成等を行う。審議会は6回程度の開催を予定する。

また、計画を策定するにあたりパブリックコメントの実施に際して、資料の作成やとりまとめ等の支援を行う。

4 打合せ協議

廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計策定及びPFI等導入可能性調査に必要な打合せを実施し、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し本組合に提出すること。また、打合せ回数は14回程度とする。

5 基礎調査（地歴調査）

土壤汚染対策法の規定による汚染のおそれがある土地の判断として地歴調査を実施する。汚染のおそれがあった場合は試料採取等を行う区画の選定を行い、地歴調査資料を参考に、調査計画及び見積書を提出する。

(1) 資料調査

建設予定地に係る特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために、有効な情報が記載された既存資料（私的資料、公的資料、一般公表資料）を入手し、その内容を把握する。



資料調査の項目は以下に示すとおりである。

- ア 調査対象地の範囲を確定するための情報
- イ 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報
- ウ 特定有害物質による汚染のおそれに関する情報

(2) 聴取調査

建設予定地を含めた関係者からの聞き取りにより、調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を入手する。前項イ、ウの情報については、詳しく聞き取りを行う。

(3) 現地調査

建設予定地の現地を踏査し、資料調査から得られた情報の確認を行う。

(4) 考察・取り纏め及び報告書作成

上記(1)～(3)の調査により得られた結果を整理し、調査対象となる特定有害物質ごとに土壌汚染が存在するおそれの区分を行う。土地の区分は以下に示すとおりである。

- ア 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- イ 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ウ 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

ここで、イ、ウと評価した場合には、調査対象地に対して、「土壌汚染対策法」等に基づき、おそれの区分に応じた区画設定及び調査対象物質を選定し、地歴報告書として取りまとめる。

将来的に土壌汚染対策法第4条の届出を見据えていることから、関係機関との事前協議を行い、汚染のおそれの評価に係る確認を行う。

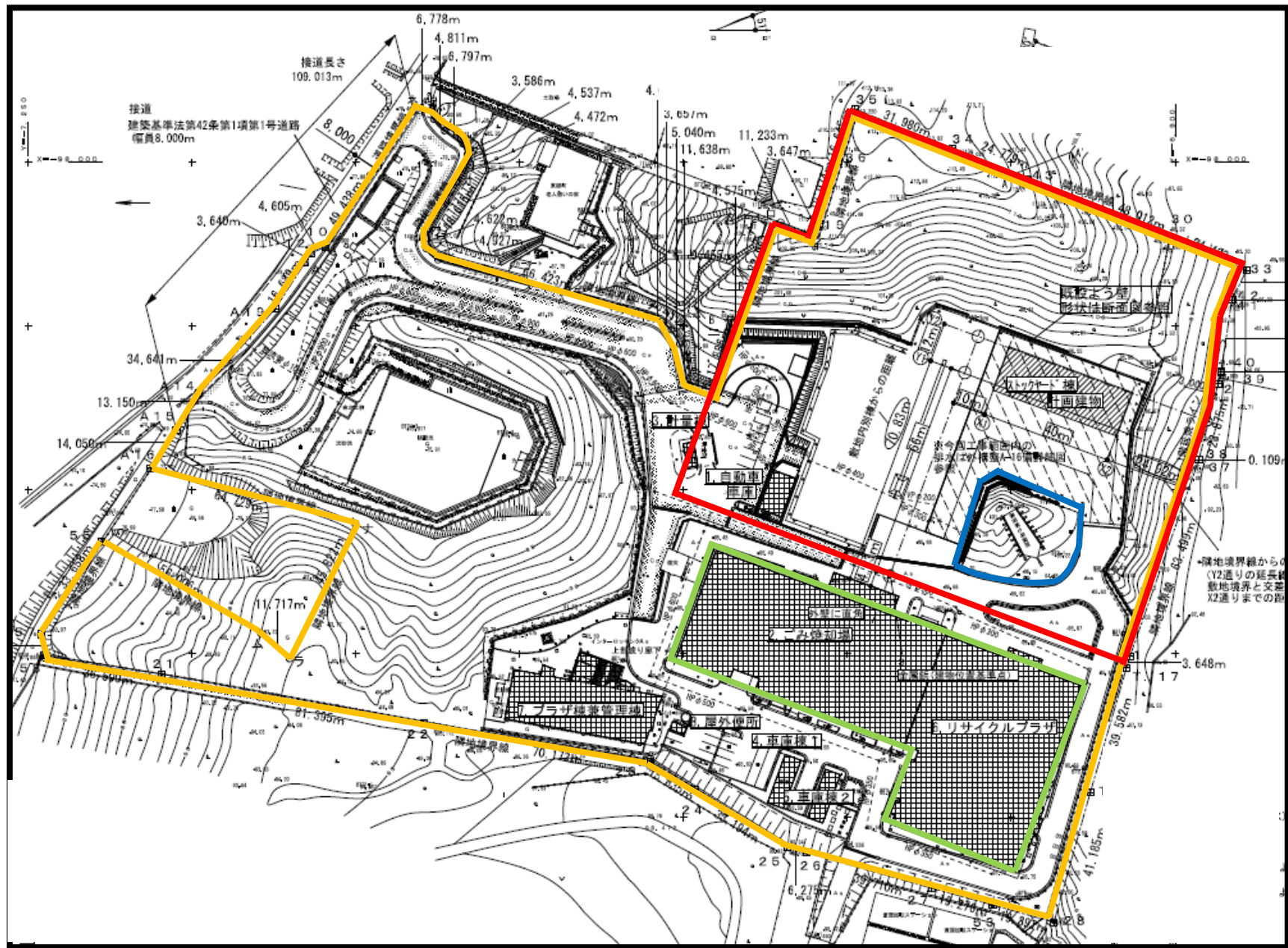
なお、土壌汚染対策法に基づく、表層調査について令和7年度中に調査完了を予定しているため、地歴調査は令和7年9月中に完了すること。

(5) 打合せ・関係機関協議

地歴調査に必要な打合せを実施し、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し本組合に提出すること。打合せ回数は、業務着手前、中間及び業務終了段階の3回程度とする。また、関係機関との協議の同行支援を行うものとし、同協議の回数は1回程度とする。

6 諸会議資料作成

本組合が開催する諸会議において、組合市町等への説明用資料を必要に応じて作成する。



- : 建築基準法第 51 条ただし書き許可区域内
- : 建設予定地範囲内
- : 上空利用のみ可能範囲内
- : 解体予定